

高知県地域年金事業運営調整会議設置要綱

（設 置）

第1条 高知県の地域における年金運営の展開に関する事業の推進（以下「地域年金展開事業」という。）を主たる目的として、高知東年金事務所に高知県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること
- （2）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること

（組 織）

第3条 調整会議は、下記委員で組織する。

- 2 調整会議の委員は、次の各号に掲げるもののうちから高知東年金事務所長が委嘱する。
 - （1）年金委員（職域型）を代表する者
 - （2）年金委員（地域型）を代表する者
 - （3）全国健康保険協会が推薦する者
 - （4）高知県社会保険労務士会が推薦する者
 - （5）高知県都市国民年金協議会が推薦する者
 - （6）上記(5)以外の町村が推薦する者
 - （7）高知県教育委員会が推薦する者
 - （8）厚生労働省四国厚生支局が推薦する者
 - （9）（財）高知県社会保険協会が推薦する者
 - （10）高知県商工会議所が推薦する者
 - （11）学識経験者
- 3 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第4条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 調整会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第7条 調整会議の庶務は、高知東年金事務所総務調整課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

高知県地域年金事業運営調整会議の具体的な運営方法

1. 所管事務について

(1) 地域年金展開事業について

- ① 市町村、教育現場、企業、商工会議所（商工会を含む。）、社会福祉施設、自治会（町内会を含む。）などを通じて地域住民、学生及び従業員などを対象に実施する年金制度の普及・啓発、相談事業の実施状況を報告し、今後の事業拡大等についてご意見、ご助言をいただく。
- ② 年金制度の普及・啓発のためのエッセイ募集等の取組みについてご意見、ご助言をいただく。
- ③ その他、年金事務所が必要と認める事項についてご意見、ご助言をいただく。

(2) その他

- ① 地域年金展開事業の目的の一つである「国民年金保険料の納付率向上」について、事業実施状況を報告し、業務実績の向上に関するご意見、ご助言をいただく。
- ② お客様に対するサービス提供状況やお客様満足度アンケート結果、お客様の声等の状況等を報告し、今後のサービス提供の向上に関するご意見、ご助言をいただく。

2. 組織について

年金事務所長は、関係機関（団体）に対して、委員の推薦を依頼し、適任と認められる者を選定すること。

(1) 推薦の依頼先について

- ① 年金委員（職域型）を代表する者→県社会保険委員会連合会に依頼〔必須〕
- ② 年金委員（地域型）を代表する者→県年金受給者協会に依頼〔必須〕
- ③ 全国健康保険協会が推薦する者→全国健康保険協会県支部に依頼〔必須〕
- ④ 都道府県社会保険労務士会が推薦する者→県社会保険労務士会に依頼〔必須〕
- ⑤ 都道府県国民年金都市協議会、都道府県市長会・町村会が推薦する者
→県国民年金都市協議会（幹事市又は代表市）、県市長会事務局、県町村会事務局に依頼
〔※どれか一つ必須とする。〕
- ⑥ 都道府県教育委員会が推薦する者→県教育委員会事務局に依頼〔選択〕
- ⑦ 厚生労働省四国厚生支局が推薦する者→四国厚生支局に依頼〔必須〕
- ⑧ （財）都道府県社会保険協会が推薦する者→県社会保険協会に依頼〔選択〕
- ⑨ 商工会議所・商工会が推薦する者→県商工会議所（商工会）連合会等に依頼〔選択〕
〔※⑧及び⑨については、企業の委員としてどちらか必須とする。〕
- ⑩ 学識経験者→マスコミ各社又は大学教授など〔必須〕

- (2) 委員長は学識経験者の大学教授を想定していること。なお、委員長は大学教授に限定するものではなく、適任者であればよいこと。
- (3) 県教育委員会が推薦する者については、全ての県に該当は無いかもしれないが、旧年金広報専門員（元校長等）を想定していること。（可能な限り委員として委嘱すること。）
- (4) 都市協議会への依頼は、その組織が存在する県のみとすること。
- (5) 〔必須〕〔選択〕については、10名以内の制約があるため、参考に付記したものである。

3. 委嘱状の交付について

上記2. において承諾を得られた場合、推薦書又は承諾書を提出していただき、年金事務所長名の委嘱状を交付すること。

4. 日本年金機構の会議出席者及び開催場所について

(1) 会議出席者

※日本年金機構の出席者は、調整会議の事務局としての出席であること。

〔年金事務所〕

- ・代表年金事務所の所長、副所長（総務調整課長）及び県内の年金事務所長（又は副所長）は、必ず会議に出席すること。
- ・代表年金事務所長が必要と認める場合は、県内の年金事務所又は事務センターの職員を指名して、会議に出席させることができること。

〔機構本部〕

- ・相談・サービス推進部及び地域部から参加することとする。

(2) 開催場所

原則として、調整会議の開催場所は、管理・運営の面から、代表年金事務所内会議室においての開催が望ましいこと。

5. 調整会議の開催月について

原則、3月と10月の年2回とする。3月は計画の策定、10月は中間報告を見据えている。

6. 会議公開について

調整会議は、原則として公開とする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には非公開とする。なお、調整会議の開催状況等については、年金事務所の掲示板において公示する。

7. 委員に対する諸謝金、委員等旅費の支払について

委員に対する謝金は、日本年金機構の「会議出席の際の謝金支払基準【仮称】（別途、機構本部より示される予定）」に基づき支払すること。委員に対する旅費は、実費支弁とすること。

なお、謝金及び旅費の請求手続きについては別途、詳細を委員にお知らせすること。

8. 議事録の作成について

調整会議を主催する代表年金事務所（総務調整課）において議事録を作成し、日本年金機構本部に報告すること。

9. その他

調整会議において提起された意見・要望等については、原則として次回の調整会議までに整理し、その対応結果等を報告するように努めること。